

ナショナルサイクルルート審査委員会の設置について

令和元年 9 月 9 日
自転車活用推進本部事務局長

ナショナルサイクルルート制度の創設について（令和元年 9 月 9 日自転車活用推進本部決定） 1（1）に基づき、ナショナルサイクルルート審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

記

1. 委員会の業務

ナショナルサイクルルートの指定及びその取消し並びに変更についてその内容に関して審査を行う。

2. 委員の構成

委員会の委員は、自転車活用推進本部事務局長（以下「事務局長」という。）が指名する者とし、委員長は互選で決定する。

3. 委員会の事務

委員会の事務は、事務局において行う。

4. その他

ここに定めるもののほか、委員会の運用に関し必要な事項は、事務局長が定める。

ナショナルサイクルルート審査委員会 委員

楓 千里 (株)JT B パブリッシング・エグゼクティブアドバイザー

絹代 サイクルライフナビゲーター

古倉 宗治 (公財)自転車駐車場整備センター 自転車総合研究所長

高橋 幸博 (株)アーチ・ヒーロー北海道 代表取締役

長嶋 良 (一財)全日本交通安全協会事務局長

宮内 忍 サイクルツーリズムコンサルタント

屋井 鉄雄 東京工業大学大学院教授・副学長

山中 英生 徳島大学大学院教授

(敬称略)

(五十音順)